

「統計委員会タスクフォース精査結果報告書－建設工事受注  
動態統計調査を巡る事案への総務省政策統括官室の対応  
－（令和4年1月14日統計委員会企画部会対応精査タ  
スクフォース）」を踏まえた現在の対応状況について

令和4年4月14日

総務省政策統括官（統計制度担当）

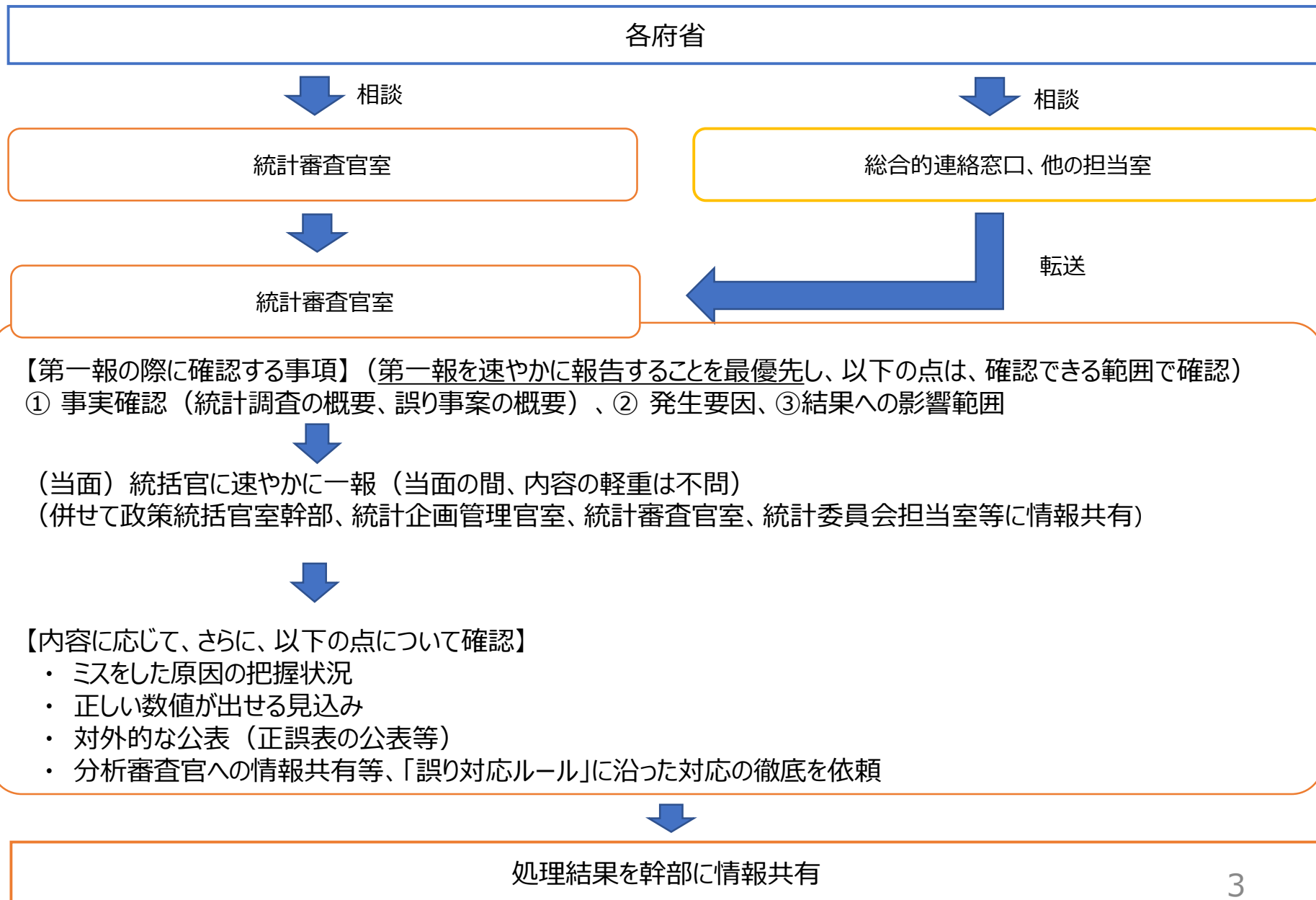
# 報告書において「早期に具体化すべき取組」とされた事項（抜粋）

項目	内容
① 「対応ルール」に基づく的確な対応の徹底に向けた支援	<p>今回の問題、特に、いわゆる「二重計上」の問題の認識後の対応においては、すでに「誤り対応ルール」が存在するにもかかわらず、それが確実に履行されていなかったことは極めて遺憾である。このルールでは内閣官房が中心的な役割を担っているがその周知徹底は、内閣官房ひとりの仕事であるといった認識に立つことなく、例えば、<u>政策統括官室の業務遂行上、誤りのおそれを発見した時には、各府省に対してその問題に関する詳細な情報提供を求めるとともに、ルールに沿った対応を促すなど、ルールの確実な履行に向けた助言・支援を強化すべきである。</u></p>
② 各府省の統計担当部局との総合的連絡窓口の設定	<p>各府省が、政策統括官室のどの担当に相談すべきかわからないときに一元的に相談できる総合窓口を設定し、その相談内容は、当該窓口が、漏れなく担当に割り振り、対応状況をフォローアップする。また、個別の担当が受けた各府省からの相談の内容も、<u>当該窓口</u>に情報を集約し、対応に漏れがないか確認を励行すべきである。</p>
③ 個別統計に関する情報の集約・管理・活用	<p>上記②の総合的窓口の的確な運用に資する観点から、<u>個別統計に関する情報（基礎情報、メタ情報、審査・委員会審議等の経緯情報に加え、誤りの発生状況、今後の課題、各種相談結果等の情報を含む。）</u>を各府省の協力も得て集約・管理し、当該情報を各府省への支援に横断的に活用することで、特に、トップリスク事象の発見・対処を促進し、縦割りの対応を改善すべきである。</p>
④ 誤りのおそれが潜んでいる可能性を前提とした業務マニュアルの整備・改善	<p>個別の統計におけるヒューマンエラーを皆無にすることは難しく、その防止に取り組むことと併せて、エラーを早期に発見し、その影響を極小化できるようにすることが重要である。これと同時に、エラー発見時における対応の透明性を高めるよう継続的な努力が必要である。このため、各府省の個別統計やそれに関する情報と接する機会が多い政策統括官室の各担当が、<u>端緒情報を早期に把握し、これを関係部門に伝え、適切に対応することができるよう、業務マニュアルを整備・改善すべきである。</u></p>
⑤ 研修の充実	<p>タスクフォースの調査では、政策統括官室を始め、統計部門に配属される職員は必ずしも統計知識に精通しているわけではないことが確認された。今回のような事案に適切に対処するには、<u>実務を担当する職員が統計に関する十分な基礎知識を持ち、公的統計を担う強い責任感と高い問題意識を持って業務に当たることで、誤り等をより早期に発見し、対処することが可能となる。</u>このため、政策統括官室を始め、<u>国及び地方公共団体の統計業務に携わる職員に対し研修を広く積極的に行うことが必要である。</u></p> <p>すでに令和3年度から、統計研究研修所において、初任者から幹部に至るまでのレベル別研修が開始されており、そのような研修には今回の事案の教訓等を反映させ、類似事案の再発防止に努める必要がある。</p>

# 「早期に具体化すべき取組」とされた事項の現在の対応状況と今後の予定

項目	現在の対応状況	今後の予定
① 「対応ルール」に基づく確な対応の徹底に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誤りやそのおそれのある情報に接した場合の政策統括官室内の対応ルールを策定。(スライド3参照) ⇒ 当面の間、内容の軽重にかかわらず、担当者は直ちに政策統括官と政策統括官室内の関係する幹部までメールで一報し、情報を共有するよう政策統括官室内に周知</li> <li>・ 政策統括官室内において誤り情報等に接した場合、各府省に対して「誤り対応ルール」を徹底するよう、内容を周知するといった取組を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、政策統括官室から各府省に対して「誤り対応ルール」を徹底するよう、内容を周知するといった取組を実施</li> </ul>
② 各府省の統計担当部局との総合的連絡窓口の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統計企画管理官室内に総合的連絡窓口を設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 令和4年1月各府省に連絡(スライド4参照)</li> <li>✓ 令和4年2月から運用開始</li> <li>✓ 誤り等情報に限らず、各府省からの相談がタライ回し、担当間のスキマに落ちないように、担当の割振とそのフォローアップを実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の運用状況や各府省からの意見等を踏まえ、より適切な総合的連絡窓口の在り方について、体制や運用方法の面から検討</li> </ul>
③ 個別統計に関する情報の集約・管理・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策統括官室内で日常把握している情報について整理</li> <li>・ 統計法施行状況報告を活用した個別統計に関する情報の収集(例：各統計調査の調査票の回収率、オンライン回答率等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別統計に関する情報の集約や整備内容、政策統括官室内での情報の共有と活用方法について検討</li> </ul>
④ 誤りのおそれが潜んでいる可能性を前提とした業務マニュアルの整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誤りやそのおそれのある情報に接した場合の政策統括官室内の対応ルールを策定。 ⇒ 当面の間、内容の軽重にかかわらず、担当者は直ちに政策統括官と政策統括官室内の関係する幹部までメールで一報し、情報を共有するよう政策統括官室内に周知(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の運用状況を見つつ、業務マニュアル等の整備等、総合的連絡窓口の運用方法の改良を検討</li> </ul>
⑤ 研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の取組を取りまとめ、毎年4月に実施している政策統括官室の転入者研修等の場を活用して周知することを想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の教訓等について、政策統括官室から各府省の幹部や統計関係職員を対象とした研修や会議の場において、説明する機会を設けることを検討</li> <li>・ 統計に関する基礎知識等の研修について統計関係職員の受講を励行するための取組を検討</li> </ul>

# (参考) 各府省から統計調査の誤り等について相談があった場合のフロー図



- 「統計委員会タスクフォース精査研究報告書-建設工事受注動態統計調査を巡る事案への総務省政策統括官室の対応-」(令和4年1月14日 統計委員会企画部会対応精査タスクフォース)において、早急に具体化すべき取組として、以下のとおり、指摘がありました。

- 各府省の統計担当部局との総合的連絡窓口の設定

各府省が、政策統括官室のどの担当に相談するべきかわからないときに一元的に相談できる総合窓口を設定し、その相談内容は、当該窓口が、もれなく担当に割り振り、対応状況をフォローアップする。また、個別の担当が受けた各府省からの相談の内容も、当該窓口で情報を集約し、対応に漏れがないか確認を励行すべきである。

- 当該指摘を踏まえ、政策統括官室の窓口の全体的な改善を行うため、総務省政策統括官(統計制度担当)付統計企画管理官室(企画・基本計画担当)に総合的連絡窓口を設置します(2月上旬目途で運用開始。詳細は追って連絡いたします。)。担当への割り振り、対応状況のフォローアップ等を行います。(なお、相談される方が相談先をご存じの場合は、従来どおり、直接、各担当にご連絡をお願いいたします。)
- 総合窓口の設置・運用に要望や不明な点がありましたら、統計企画管理官室(企画・基本計画担当)まで、ご連絡下さい。

連絡先：【TEL】\*\*(\*\*\*\*)\*\*\*\* 【E-mail】\*\*\*\*\*@soumu.go.jp

# 報告書において「今後の検討課題」とされた事項について

- タスクフォース精査結果報告書では、タスクフォースが実施した書面審査やヒアリングにおいて政策統括官室職員等から提言された検討課題及びその後タスクフォースメンバーの議論で掲げられた課題を、「今後の検討課題」として、以下のとおり、整理されているところ。

項目	内容
① 統計の品質確保やデータ保持等の最重要性を的確に認識するような意識改革と、それを確実な業務に繋げる仕組みの改革の実現	政策統括官室の全職員が、各府省の「統計公表数値の誤り」や「統計マイクロデータの消失」が、「統計公表ができなくなる」と同様にトップレベルのリスク事象であるという意識を共有すること、また、各府省の統計部局の中核的立場を担う者として、 <u>トップレベルのリスク事象の発生、またはその可能性に気づいた場合、そのリスク事象に立ち向かう責任を自覚し、平常業務とは異なる特別なリスクマネジメントを確実にを行う仕組みが必要</u> である。
② 見える化状況検査の再開とその活用	<u>各府省の統計調査の質（精度等）に関する情報公開の標準化を推進し、質に対する各府省の関心を高めるとともに、ユーザビリティを向上し、また、どの統計の公表数値の精度などに問題があるかを総務省政策統括官室から見える化し、どの統計調査に対して重点的な技術的サポートを行うべきかを判断できる仕組みが必要</u> である。
③ 統計作成プロセス診断の有効性の強化	令和3年11月から試行を開始した総務省統計監理官による各府省の統計作成プロセス診断において用いられる「 <u>統計作成プロセスに対する要求事項</u> 」について、今回事案と類似するリスクを診断で検出し、リスク表出化を未然防止できるようにブラッシュアップすることが有効と考える。
④ 既存の統計審査の更なる重点化・有効化、統計審査の機会を活用したアドバイザー機能の付与・強化	政策統括官室による <u>公的統計におけるリスク事象の回避を意識したリスクベース審査</u> や、総務省公的統計の中核4機関（政策統括官室、統計局、統計研究研修所、(独)統計センター）による <u>統計作成プロセスに関するサポート体制の有効活用</u> に向け、各府省に働きかけを行うなど、 <u>実効性をより高めるべき</u> である。



# 報告書において「今後の検討課題」とされた事項について

項目	内容
<p>⑤ 政策統括官室を含む全ての府省の統計作成プロセスに関わる人材の質・量の確保、統計作成能力の向上</p>	<p>質の高い統計を作成するには、<u>統計学、情報システムなど公的統計に必要とされる様々な知識・経験を有する多様な人材を質・量ともに確保することが必要である。</u></p> <p>統計人材の確保・育成については、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会)では、今後の公的統計作成については、原則として「統計アナリスト」、「統計アナリスト補」といった有資格者が中心となるべきことが示されている。今回の事案の分析を基に、これら有資格者が質の高い統計作成を行っていくとともに、誤った統計を作成しない力量や倫理感を育成する必要がある。統計の基本的知識の理解を高め、統計に関する意識等を向上していくための研修を実施するなどにより、全府省の職員において、また、統計の実査を担当する地方公共団体の職員においても、その力量等の体系的育成を加速すると共に、①～④の課題への取組を実効性あるものとするためにも、<u>公的統計の作成・アドバイスのみならず政策統括官室による審査業務にも有資格者が含まれる体制の確立を目指すことが有用と考える。</u></p> <p>また、政策統括官室と各府省及び地方公共団体との間の連携、官民交流及び官学交流を強化し、円滑な情報流通を確保するため、既に進められている総務省職員の統計分析審査官としての派遣など、<u>各府省・地方公共団体の統計部門との間の人事交流を促進する必要がある。</u></p>



- これまでの総務省の対応状況としては、特別検討チーム第2回会合において、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に基づくP D C Aサイクルの確立について、及び統計分析審査官及び統計人材の育成について報告しているところ。(スライド7参照)
- タスクフォース精査結果報告書においては、今後の検討課題について、「今後の統計委員会の議論の中で、さらに課題が追加され、改善の取組が充実かつ実効化することを期待」とあり、政策統括官室としても、今後の特別検討チームの議論を踏まえつつ、対応に着手しているものについては更なる充実を検討するとともに、未着手のものについても早期に着手することを検討

# (参考) 特別検討チーム第2回会合の議事概要 (抜粋)

日時：令和4年2月16日(水) 15:00～17:36

- 議事：(1) 前回の議論を振り返って  
(2) 総務省及び内閣官房からのヒアリング  
(3) その他

## 議事概要

### (2) 総務省及び内閣官房からのヒアリング

ア 「公的統計の整備に関する基本的な計画」に基づくPDCAサイクルの確立について

総務省から資料2「公的統計の整備に関する基本的な計画」に基づくPDCAサイクルの確立、参考4「承認申請等に関する事務マニュアル(抜粋)」に基づき説明、伊藤審議協力者から参考5「政府統計共同利用システムの概要」に基づき説明が行われ、その後、質疑応答が行われた。

(略)

イ 統計分析審査官及び統計人材の育成について

内閣官房、総務省及び岩佐審議協力者から資料3及び資料4に基づき説明が行われ、質疑応答を行った。

(略)

● 本日のヒアリングを要約して、座長から、次のように総括が行われた。

- ① PDCAをきちんと回す、加速化させていく必要がある。これまでの取組もかなり進められているが、浸透する途中であるので、それをきちんと加速するとともに、今般の国土交通省の事案から得られる教訓を踏まえてさらにブラッシュアップしていくことが必要である。
- ② ①のようなことを進める上では、システムの上手な活用によって、より標準がきちんと進むようにとすることがポイントになる。また、統計作成プロセス診断についてもきちんと加速をしていく必要もある。
- ③ ただし、これは息の長い取組となるが、そもそもマニュアルができていないところもある中でも、標準をきちんと示しながら、着実に進めていくことが必要である。また、この取組の中で統計作成プロセス診断をより有効に活用していくという視点が大事である。